

大船渡市週休2日工事実施要領

(目的)

第1 この要領は、市が発注する建設工事において、週休2日を確保する工事（以下、「週休2日工事」という。）を実施するために、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 完全週休2日（土日祝）とは、作業期間内において土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）（以下、「祝日に関する法律」という。）に規定する休日を現場閉所することをいう。
- (2) 完全週休2日（土日）とは、対象期間中の各週において土日の現場閉所を原則とし、かつ対象期間内で4週8休（現場閉所率（現場閉所日数の割合）28.5%）以上の現場閉所を行うものとする。なお、受注者自らが土日以外（祝日など）にも現場閉所することは可能とする。
また、事前の指示・協議により、災害対応や地元調整等から土日の施工が指定された場合、悪天候により稼働日数が極端に少なくなる場合など、やむを得ないと認められる場合は土日に代わる現場閉所日を設定できるものとする。
- (3) 月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- (4) 通期の週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- (5) 月単位の4週8休とは、対象期間内の全ての月毎に現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日／28日）の水準の状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。
- (6) 通期の4週8休とは、対象期間内の現場閉所率が、28.5%（8日／28日）の水準の状態をいう。
なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。
- (7) 現場閉所日とは、予め定めた休工日であり、1日を通していずれの現場作業も実施しない日のことをいう（ただし、巡回パトロールや保守点検等の現場管理上必要な作業を除く）。

- (8) 作業期間とは、実工期から準備及び後片付け、年末年始休暇 6 日間、夏季休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間を除いた期間をいう。
- (9) 実工期とは、工事開始日（余裕期間が終了した日）から工事完成日（受注者が工事完成届を提出する日）までの期間をいう。
- (10) 発注者指定型とは、発注者が、週休 2 日に取組むことを指定する方式である。
(対象工事の選定)

第 3 発注者は、全ての工事を月単位の週休 2 日工事の対象として発注することを原則とする。なお、発注者が週休 2 日工事に適さないと判断した工事は除く。

2 発注型式は、週休 2 日工事（発注者指定型）とする。
(実施手続)

第 4 発注者は、設計図書の縦覧の際、特記仕様書に「週休 2 日工事（発注者指定型）」の対象であることを明示するものとする。

2 週休 2 日の取扱いは以下のとおりとする。

- (1) 施工計画書（当初）に、具体的実施日を記載し提出すること。
- (2) 週休 2 日の取組の対象期間は、作業期間内とする。ただし、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等を除くものとする。
受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、受発注者間で協議して現場閉所による週休 2 日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。ただし、現場閉所による週休 2 日の対象外とする期間は災害対応等のやむを得ない期間に限定すること。
- (3) やむを得ず現場閉所による週休 2 日の対象外とする期間を設定する場合は、必要最小限の期間とするものとする。
- (4) 受注者は、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて 1 日を通して現場や現場事務所を閉所するものとする。
- (5) 橋りょう上部工工事、機械設備工事、電気通信設備工事等の工場製作期間と現場据付期間を有する工事においては、現場据付期間のみを対象期間とする。
- (6) 対象期間中は、休工日を明示した実施工程表を作成し、履行報告時に監督職員に提出するものとする。
- (7) 現場特性、天候、その他やむを得ない事情により、作業予定日を休工日とした場合は、当該作業予定日を休工日に振り替えることができる。この場合、振替作業日以降の修正工程表を速やかに監督職員に提出するものとする。なお、振替作業日が土曜日及び日曜日並びに祝日に関する法律に規定する休日となる場合は、完全

週休2日（土日祝）の達成とはならないものとなる。

(8) 災害時等の緊急対応及び品質管理・安全管理のために連続して行う必要がある作業等、やむを得ず休工日に作業する場合は休工日を翌日以降の作業予定日に振り替えできるものとする。なお、作業日が土曜日及び日曜日並びに祝日に関する法律に規定する休日となる場合は、完全週休2日（土日祝）の達成とはならないものとなる。

(9) 夜間作業など、出勤から作業終了まで曜日を跨ぐ場合、作業終了時間から24時間以上の現場閉所を確保できれば、現場閉所を開始した曜日を現場閉所日と取り扱うことができる。

3 休工日において、以下の場合は、現場閉所日として取り扱うことができる。

(1) 発注者が緊急の作業を要請した場合

(2) 現場見学会等の対応を行った場合

(3) 現場状況から交通規制が必要となり、交通誘導員を配置するものの、その他の一切の現地作業を行わない場合。

4 受注者は別紙1を参考に、週休2日工事である旨を工事掲示板等の公衆が見やすい場所に掲示するものとする。（A3判程度）

（発注者の責務）

第5 発注者は、週休2日工事の実施に当たり取組の支障とならないよう、ウィークリースタンスの基本理念に基づいた対応等を実施するものとし、特に全体工程に影響を与える工事立会や協議等については、迅速に対応するよう努めるものとする。

（週休2日等の実施報告）

第6 受注者は、週休2日の取組結果について、工事完成届を提出する日の20日前（土日等含む）までに、現場閉所日が記載された実績工程表を監督職員に提出するものとする。

2 受注者は、休日が確保されていることがわかる資料（作業日報や週報、出勤簿等のいずれか）を監督職員に提示するものとする。

3 受注者の責により20日前までに実績工程表の提出がされない場合は、第7、第8を適用しない。

（工事成績評定における評価、達成証明）

第7 発注者は、週休2日の達成を確認した場合、工事成績評定において、当該各号に定めるとおり評価するものとする。なお、評価方法は、別途定める。

(1) 完全週休2日（土日祝）の達成 評定点に追加で2点加点評価する。

(2) 完全週休2日（土日）の達成 評定点に追加で1.5点加点評価する。

(3) 月単位の週休2日の達成 評定点に追加で1点加点評価する。

(4) なお、営繕工事については、成績評定実施要領において「休日・代休の確保」を標準の評価項目として設定していることから、週休2日を確保した場合におい

ても従来と同様に適切に評価する。

(5) 明らかに受注者側の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、評定点に2点の減点評価を行うものとする。

2 発注者は、現場閉所率が28.5%（8日／28日）以上の達成が確認できた場合、完成検査終了後に、現場の閉所状況に応じた週休2日達成証明書を主任技術者（又は監理技術者）1名に発行するものとする。

ただし、共同企業体（JV）で施工した工事においては、各構成員の主任技術者（又は監理技術者）1名に発行するものとする。

（工事費の積算）

第8 当初の予定価格の算定において、それぞれの経費に別表の補正係数を乗じるものとする。ただし、精算時における現場閉所の達成状況を確認した結果、月単位の4週8休に満たないものは、通期の週休2日の補正係数に変更して契約変更を行うものとする。通期の4週8休に満たないものについては、通期の週休2日の補正係数を除した変更を行うものとする。

なお、市場単価方式における補正については、市場単価方式の補正係数を乗じるものとする。

（補則）

第9 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年10月1日から施行する。

別表

補正係数

1 一般公共（港湾工事を除く）、電気設備、機械設備

補正係数	現場閉所の達成状況			
	完全週休2日 (土日祝)	完全週休2日 (土日)	月単位 (4週8休以上)	通期 (4週8休以上)
労務費	1.04	1.04	1.04	1.02
機械経費（賃料）	1.02	1.02	1.02	1.02
共通仮設費率	1.03	1.03	1.03	1.02
現場管理費率	1.05	1.05	1.05	1.03

2 一般公共（港湾工事（浚渫、構造物、港湾海岸、防舷材・電気防食単独取付け））

補正係数	現場閉所の達成状況
	4週8休 (港湾工事)
労務費	1.04
機械経費（賃料）	1.02
共通仮設費率	1.02
現場管理費率	1.03

3 営繕工事（建築、電気設備及び機械設備工事）

補正係数 ※	現場閉所の達成状況	
	月単位 (4週8休以上)	通期 (4週8休以上)
労務費 (複合単価の労務費)	1.04	1.02

※市場単価及び物価資料の掲載価格の労務費の補正については、7によること。

4 市場単価方式（港湾工事を除く）

名称	区分	補正係数	
		現場閉所	
		通期	月単位
鉄筋工		1.02	1.04
ガス圧接工		1.02	1.03
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.04
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02	1.04
	撤去	1.02	1.04
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.02
道路標識設置工	設置	1.00	1.01
	撤去・移設	1.02	1.03
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.04
法面工		1.01	1.02
吹付砕工		1.01	1.03
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.02	1.03
道路植栽工	植樹	1.02	1.04
	剪定	1.02	1.04
公園植栽工		1.02	1.04
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.04
橋面防水工		1.01	1.01
薄層カラー舗装工		1.00	1.01
グルーピング工		1.00	1.01
軟弱地盤処理工		1.01	1.02
コンクリート表面処理工（ウォータージェット工）		1.01	1.01

5 市場単価方式（下水道工事）

名称	区分	補正係数	
		現場閉所	
		通期	月単位
硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02
リブ付硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02
砂基礎工	人力施工	1.02	1.04
砂基礎工	機械施工	1.02	1.04
砕石基礎工	人力施工	1.02	1.04
砕石基礎工	機械施工	1.02	1.04
組立マンホール工		1.02	1.03
小型マンホール工		1.00	1.01
取付管およびます設置工	ます設置工	1.00	1.01
取付管およびます設置工	取付管布設及び支管取付工	1.01	1.02

6 市場単価方式（港湾工事）

港湾工事市場単価工種毎に補正係数を設定。標準市場単価に乘じ算出
補正後市場単価＝標準市場単価（施工規模等補正後）×補正係数

名称	市場単価 補正係数	名称	市場単価 補正係数
底面工	1.03	車止撤去	1.04
マット工（アスファルトマット 設置・ゴム系マット設置）	1.00	電気防食取付	1.04
支保工	1.04	防砂目地板取付工（陸上施 工）	1.04
足場工	1.02	防砂目地板取付工（水中施 工）	1.03
鉄筋工	1.04	吸出し防止工（陸上施工・海 上施工）	1.03
吊鉄筋工	1.04	港湾構造物塗装工（係船柱・ 車止・縁金物）	1.03
型枠工	1.03	ペトロラタム被覆	1.04
コンクリート打設工（ポンプ車 打設）	1.04	現場鋼材溶接・切断工（陸上 施工・海上施工）	1.04
コンクリート打設工（ポンプ車 打設以外）	1.04	現場鋼材溶接・切断工（水中 施工）	1.04
止水板工	1.04	かき落とし工	1.04
上蓋工	1.04	汚濁防止膜設置・撤去・移設	1.03
伸縮目地工	1.02	汚濁防止枠設置・撤去	1.02
係船柱取付	1.04	灯浮標設置・撤去	1.03
防舷材取付	1.04	汚濁防止膜保守管理（海上 目視点検作業船あり・水中 目視点検）	1.01
車止・縁金物取付	1.04	汚濁防止膜保守管理（海上 目視点検作業船なし）	1.04
係船柱撤去	1.04	異形ブロック製作 型枠工	1.04
防舷材撤去	1.04	異形ブロック製作 コンク リート打設工	1.04
		異形ブロック製作 給熱養 生	1.03

7 上水道の管路工事

補正係数	労務費	機械経費 (賃料)	共通仮設費率	現場管理費率
4週8休以上(28.5%以上)	1.05	1.04	1.04	1.06

8 市場単価方式(上水道の管路工事)

名称	区分	4週8休以上 (28.5%以上)
鉄筋工		1.05
ガス圧接工		1.04
インターロッキングブロック工	設置	1.02
	撤去	1.05
防護柵設置工(ガードレール)	設置	1.01
	撤去	1.05
防護柵設置工(ガードパイプ)	設置	1.01
	撤去	1.05
防護柵設置工(横断・転落防止柵)	設置	1.04
	撤去	1.05
防護柵設置工(落石防護柵)		1.02
防護柵設置工(落石防止網)		1.03
道路標識設置工	設置	1.01
	撤去・移設	1.04
道路附属物設置工	設置	1.02
	撤去	1.05
法面工		1.02
吹付砕工		1.03
鉄筋挿入工(ロックボルト工)		1.03
道路植栽工	植樹	1.05
	剪定	1.05
公園植栽工		1.05
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.04
橋面防水工		1.02
薄層カラー舗装工		1.01
グルーピング工		1.01
軟弱地盤処理工		1.02
コンクリート表面処理工(ウォータージェット工)		1.01

9 営繕工事等における市場単価及び物価資料の掲載価格の労務費の補正

市場単価と補正市場単価は、以下の表A-2、表E-2及びM-2の補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事の場合】

- ・市場単価 × 新営補正率
- ・補正市場単価 × 新営補正率

【全館無人改修の場合（基準単価の算定）】

- ・市場単価 × 新営補正率
- ・補正市場単価 × 新営補正率

【執務並行改修の場合（基準補正単価の算定）】

- ・市場単価 × 改修補正率
- ・補正市場単価 × 改修補正率

（参考）

「基準単価」、「基準補正単価」とは、公共建築工事積算基準等資料第4編第1章8（3）による。

執務並行改修の場合の基準補正単価は、公共建築工事積算基準等資料第4編第1章8（3）ロ．基準補正単価の表A-1、表E-1及び表M-1の「市場単価及び補正市場単価改修補正率」によらず、表A-2、表E-2及びM-2の改修補正率を用いた上記の式により市場単価（または補正市場単価）を補正して算定すること。

物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）を採用する場合は、掲載価格を、以下の表の補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事、全館無人改修の場合】

- ・物価資料の掲載価格 × 新営補正率

【執務並行改修の場合】

- ・物価資料の掲載価格 × 改修補正率

表A-2 建築工事の補正率

工種	摘要※	月単位の週休2日促進工事		通期の週休2日促進工事	
		新営補正率	改修補正率	新営補正率	改修補正率
仮設工事	物価資料	1.03	1.03	1.01	1.01
土工事	市場単価、物価資料共通	1.02	1.02	1.01	1.01
地業工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
鉄筋工事	市場単価、物価資料共通	1.03	1.03	1.01	1.01
コンクリート工事	市場単価、物価資料共通	1.03	1.03	1.01	1.01
型枠工事	市場単価、物価資料共通	1.03	1.03	1.01	1.01
鉄骨工事	物価資料	1.03	1.03	1.02	1.02
既製コンクリート	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
防水工事	市場単価	1.02	1.09	1.01	1.08
防水工事（シーリング）	市場単価	1.03	1.16	1.01	1.14
防水工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
石工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
タイル工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
木工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
屋根及びとい	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
金属工事	市場単価	1.02	1.10	1.01	1.09
金属工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
左官工事（仕上塗材仕上）	市場単価	1.03	1.03	1.01	1.01
左官工事（仕上塗材仕上以外）	市場単価	1.03	1.17	1.01	1.16
左官工事	物価資料	1.03	1.03	1.01	1.01
建具（ガラス）	市場単価	1.02	1.11	1.01	1.10
建具（シーリング）	市場単価	1.03	1.18	1.02	1.16
建具	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
塗装工事	市場単価	1.03	1.17	1.01	1.15
塗装工事	物価資料	1.03	1.03	1.01	1.01
内外装工事	市場単価	1.03	1.14	1.01	1.13
内外装工事（ビニル系床材）	市場単価	1.02	1.09	1.01	1.08
内外装工事	物価資料	1.03	1.03	1.01	1.01
内外装工事（ビニル系床材）	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
仕上げユニット	物価資料	1.01	1.01	1.01	1.01
排水工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
舗装工事	物価資料	1.01	1.01	1.01	1.01
植栽及び屋上緑化	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01

※ 「市場単価」：市場単価及び補正市場単価、「物価資料」：物価資料の掲載価格の補正率を示す。

表E-2 電気設備工事の補正率

工種	摘要	月単位の週休2日促進工事		通期の週休2日促進工事	
		新営補正率	改修補正率	新営補正率	改修補正率
配管工事	電線管、2種金属線び及び同ボックス	1.03	1.21	1.01	1.19
	ケーブルラック	1.02	1.17	1.01	1.15
配管工事	位置ボックス及び位置ボックス用ボンディング	1.03	1.20	1.01	1.18
	プルボックス	1.02	1.15	1.01	1.13
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用(壁・床)	1.02	1.16	1.01	1.14
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.06	1.01	1.05
	(電動機その他接続材工事)金属製可とう電線管	1.02	1.17	1.01	1.15
配線工事	600V絶縁電線及び600V絶縁ケーブル	1.03	1.19	1.01	1.17
接地工事	(接地極工事) 銅板式、銅覆鋼棒、接地極埋設票(金属製)	1.02	1.02	1.01	1.01

表M-2 機械設備工事の補正率

工種	摘要	月単位の週休2日促進工事		通期の週休2日促進工事	
		新営補正率	改修補正率	新営補正率	改修補正率
保温工事	配管用、ダクト用及び消音内貼	1.03	1.17	1.01	1.15
ダクト工事	低圧ダクト、排煙ダクト及び低圧チャンパー類	1.03	1.17	1.01	1.15
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、ダンパー等の取付手間のみ	1.04	1.24	1.02	1.22
衛生器具設備(ユニットを除く)	取付手間のみ	1.04	1.24	1.02	1.22

別紙 1

この工事は、大船渡市が発注した週休 2 日工事です。

建設現場の働き方改革を推進するため、土曜・日曜・祝日の休工に取り組んでいます。

工事名：

受注者：

電 話：

週休 2 日達成証明書

受注者	
主任（監理）技術者	
工事名	
工事請負金額	
発注形式	週休 2 日工事（発注者指定型）
週休 2 日達成状況 （該当するものに○）	完全週休 2 日（土日祝） 完全週休 2 日（土日） 月単位（4 週 8 休） 通期（4 週 8 休）
完成年月日	完成 年 月 日

上記工事は、大船渡市週休 2 日工事实施要領に基づき、週休 2 日を達成したことを証明します。

年 月 日

大船渡市長 瀧 上 清